

令和元年6月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年6月5日（水）午前9時30分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員
7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 内藤 康弘 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 非農地証明願いについて

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 審議に入る前に、前回の総会の議案第 29 号 農用地利用集積計画の中で、農業委員さんより作業がされてないのではとの指摘があった案件について、総会終了後、現地確認に行き確認したところ、耕起されており問題がないということを報告させていただきます。

それでは、これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は内藤 康弘委員が欠席となっており、出席委員は 11 名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員が過半数となっておりまして本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 11 番 中野 定重委員と、議席番号 1 番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 6 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 番号1、畑 789 m² について、耕地拡張のため贈与により所有権移転をするものです。

番号2、田 988 m² 外1筆 合計1,976 m² について、耕地拡張のため売買により所有権移転をするものです。

以上2件の申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

5月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 5月24日に中野委員さんと推進委員さん、および事務局の方と実施致しました議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地
委 員 調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号1の申請地は、譲渡により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈等により管理されており、許可後は露地野菜の作付けを行う予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件、それぞれの要件については審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、現在まで適切に耕作されています。許可後は引き続き水稻の作付けを行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員みな様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第 25 地区の渡邊委員さん。

渡 邊 第 25 地区推進委員の渡邊です。

推進委員 番号 1 の申請地は、所有者が管理できなくなった畑について、地元の農家に売却するものです。
今後は野菜の作付けを行い、農地の利用が図られることになっています。3 条の許可については特に問題となることはないと思われま

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田さん。

玉 田 第 1 地区推進委員担当の玉田です。

推進委員 番号 2 の申請地については、売買により所有権を取得するものです。
調査日の時点で現地は田植に向けた準備が進んでおり、農地の活用が図られるものと思います。3 条の許可については特に問題となることはな
いと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に、議案第 31 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 31 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 6 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 番号 1 畑 2.48 ㎡ については、平成 16 年に転用許可を受け、非農地化した土地となっております。

続いて、現地調査報告です。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 については、②転用目的どおりに転用し、非農地化された土地に該当します。

以上、議案第 31 号 非農地証明願 1 件についてのご提案と現地調査報告となります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 31 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号 非農地証明願いについて、原案どおり承認することに決定を致しました。
次に議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり
あったので提案する。

令和元年 6 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 6 号）「令和元年 6 月 5 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年 5 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。中段に利用権設定の合計面積と筆数を
掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、42,648 m²、57 筆です。畑については、8,391 m²、9 筆です。合計面積は、51,039 m²、66 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 23 名に対しまして、借り手が 19 名となっております。

2 ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、令和元年 6 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 6 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページです。
議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。
令和元年 6 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。
今回の配分計画案については、行政区の異なる田が 3 件となりますが、貸し手、借り手が同一のため、全体の合計で提案申し上げたいと思います。
田 3 筆 合計 5,701 ㎡を配分するものであります。賃料は 3 件とも地権者との合意に基づき、10a あたり 10,000 円となっております。
以上、3 件の配分計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 33 号 農用地利用配分計画案意見聴取について、採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。